

平成29年7月20日

第23期

第1回 農業委員会総会

議 事 録

苫小牧市農業委員会

平成29年7月20日午後2時05分、第23期第1回苫小牧市農業委員会総会を市役所9階第1委員会室において招集したが、出席した委員及び議事の内容は次のとおり。

委 員	山 内 幸 子
	丹 羽 秀 則
	中 岡 亮 太
	今 泉 宏 治
	及 川 末 男
	五十嵐 堅 司
	野 村 真理子

事務局	望 月 局 長
	遠 藤 次 長
	池 田 主 査
	平 野 主 査
	古 川 事務員
	松 本 事務員

参 与	岩 倉 市 長
-----	---------

望月局長

定刻となりましたので、ただいまから第23期第1回苫小牧市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日の総会は、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして、委員の任期満了による任命の後、最初に行われる総会は市町村長が招集することから、苫小牧市長が招集しております。

また、会議の成立については、苫小牧市農業委員会会議規則第6条で、会議は委員の過半数が出席しなければ開くことが出来なくなっておりますが、本日は委員7名全員が出席しておりますので、会議が成立したことをご報告いたします。

委員任命の後、1回目の農業委員会の総会でございますので、招集いたしました、苫小牧市長よりご挨拶を申し上げます。

岩倉市長

まずはご多用の中、第1回目となります総会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。先の辞令交付式でも申し上げましたが、大規模な法改正がございまして、議会同意の任命制となり6月議会で同意をいただき、先般辞令を交付させていただきました。そして今日が第1回となります。本来の農業委員会が担っている役割そのものに大きな変化がある訳ではありませんが、運営あるいは手続き等々で、これまでと随分違った感じが、私自身もしている訳ではありますが、法改正の主旨をしっかりと踏まえまして、これから運営を進めていかなければならないと思っております。特に農地の利用の最適化の推進という、法改正が持つ主旨というものを踏まえまして、今後、皆様にご協力をいただきながら最適化を進めると同時に、農業委員会が果すべき役割等々について、引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。おそらく、最初の1年間は事務局も含めて少し手探りの状態で進められるようなこともあろうかと思っておりますけれども、皆様のお力をお借りしながら、その地区における農業委員会機能の強化のために何卒よろしくお願いを申し上げまして、ご挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

望月局長

それでは、臨時議長の選任につきまして、事務局よりお諮りいたしますが、苫小牧市農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長になることになっておりますが、会長が選任されます間、地方自治法第107条の規定を準用し、最年長の委員の方に臨時議長を務めていただきたいと思います存じますが、いかがでしょうか。

(各委員から「異議なし」との声あり)

異議なしということですので、それでは、最年長の委員は及川委員さん

ですので、臨時議長をお願いいたします。

臨時議長

臨時議長という大役を仰せつかりましたが、皆様のご協力を得まして責務を果してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから、第1回苫小牧市農業委員会総会の議案審議に入ります。本日は第1回の総会でございますので、苫小牧市農業委員会会議規則第7条の規定に基づき、あらかじめ抽選により決定した議席を報告いたします。事務局報告をお願いします。

望月局長

先ほど抽選をしていただきました。確認のために議席を報告いたします。1番、山内委員、2番、丹羽委員、3番、中岡委員、4番、今泉委員、5番、及川委員、6番、五十嵐委員、7番、野村委員、以上でございます。

臨時議長

引き続きまして、委員各位の自己紹介を1番委員さんより順次お願いいたします。

< 1番委員より自己紹介、最後に臨時議長自己紹介 >

引き続きまして、農業委員会事務局職員の方々も自己紹介をお願いいたします。

< 農業委員会事務局職員、自己紹介 >

次に、本日の総会の議事録署名委員に1番山内委員と3番中岡委員を指名いたします。

望月局長

私より、皆様方にご了承願いたいのですが、市長は他の用務が入っておりますので、退席させて頂きたいとこのことですのでご了承願います。

< 市長、退席 >

臨時議長

それでは、議案第1号、「会長の互選について」お諮りします。では、議案第1号「会長の互選について」事務局より説明をお願いします。

望月局長

議案第1号「会長の互選について」ご説明いたします。

農業委員会等に関する法律第5条の規定に基づき、農業委員会に会長を置くことになっております。その選出方法は同条第2項で委員が互選した者をもって充てるとしてあります。

また、その職務は同条第3項で委員会の会務を総理し、農業委員会を代表することになります。

なお、また、会長の職に就かれますと同法第43条第2項第1号の規定により北海道農業会議の会員もお願いすることになりますので、よろしくお願い申し上げます。

臨時議長

会長の互選について、お諮りいたします。

互選の方法について指名推薦などがございますが、ご意見を伺います。

- 五十嵐委員 指名推薦でお願いしたいと思います。
- 臨時議長 指名推薦の方法でどうでしょうか。
(各委員から「異議なし」との声あり)
異議なしと認め、指名推薦で行うことにしました。どなたか指名される委員はいらっしゃいますか。
- 五十嵐委員 私としましては、引き続き、前会長の丹羽秀則さんをお願いしたいと思います。
- 野村委員 私としても、法の改正でこれから新しいところを模索していくことになるので、慣れていらっしゃる丹羽委員をお願いしたいと思います。
- 臨時議長 いかがでしょうか。
(各委員から「異議なし」との声あり)
ただいま、委員各位から農業委員会会長に丹羽委員を推薦いただきましたが、これにご異議はありませんか。
(各委員から「異議なし」との声あり)
異議なしと認め、よって、丹羽委員が会長に選任されました。それでは、こちらの会長席でご挨拶をお願いします。
- 丹羽委員 ご指名いただきました丹羽でございます。今後ともよろしくお願いたします。これから3年ということですが、新しい農業委員会法になりましたが、何十年と続いてきました従来の法からは若干変わったということですが、農業委員の使命は、法律がございますからそれを遵守して、併せて地域の農業振興をしっかりと考えていく、そういうことを含めて、今まで以上に頑張っていたきたいと思います。併せて、推進委員さんが新たにできました。これはこれからの話し合いにも出てくると思います。今後ともどうぞよろしくお願いたします。
- 臨時議長 以上で臨時議長としての私の任務を終わりますが、委員各位のご協力によりまして、無事責務を果たすことができましたことを心から感謝申し上げます。
＜ 議長交代 ＞
- 議長 臨時議長さん、大変ご苦勞様でございました。引き続きまして、議案第2号「会長職務代理者の互選について」内容を事務局より説明をお願いします。
- 望月局長 議案第2号「会長職務代理者の互選について」ご説明いたします。
会長の互選と同様に、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に基づき、会長が欠けたとき、又は事故がある時は、委員が互選した者がそ

の職務を代理すると規定されております。以上でございます。

議長 それでは、今事務局より説明のありました職務代理者の互選の方法について、ご意見を伺います。

野村委員 推薦をお願いします。

議長 ただいま、野村委員から推薦というご意見がございました。

(各委員から「異議なし」との声あり)

異議なしという声がありますが、よろしいですか。

(各委員から「異議なし」との声あり)

それでは、推薦で行うことに決定しました。どなたか指名される委員はいらっしゃいますか。

野村委員 確か、私の記憶では会長が植苗方面からでた場合は、職務代理は樽前・錦岡地区からと前にお聞きしているのですが、それでよろしいですか。

議長 そういうご意見がございますが、いかがですか。

(各委員から「異議なし」との声あり)

異議なしということです。

野村委員 ということであれば、及川委員を職務代理として推薦いたします。

議長 今、野村委員から、及川委員を職務代理にという話がございましたが、ご異議ございませんか。

(各委員から「異議なし」との声あり)

異議なしということでございますので、及川委員が職務代理に選任されました。それでは、会長職務代理に選任されました及川委員さんからご挨拶をお願いします。

及川委員 ご指名をいただきました。皆様のご協力を得ながら責務を果したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、議案第3号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」事務局より説明してください。

池田主査 議案第3号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」

～議案書及び資料2を朗読し内容を説明。

議長 ただいまの議案第3号について、ご意見、ご質問はございますか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第3号については原案のとおりとすることとしてよろしいですか。

認については原案のとおりとすることとしてよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第4号の(株)■■■■■の農地所有適格法人要件の確認については、原案のとおり、可決いたしました。

次に、議案第4号の(株)■■■の農地所有適格法人要件の確認について、ご意見、ご質問はございますか。

野村委員 構成員数の総数のところですが、カッコの数字は。

松本事務員 議決権です。

野村委員 わかりました。

議長 ■■■さんは、地区の資源保全会に今年から加入いただきまして、一緒にゴミ拾いや草刈りをやってもらっています。他にございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第4号の(株)■■■の農地所有適格法人要件の確認については原案のとおりとすることとしてよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第4号の(株)■■■の農地所有適格法人要件の確認については、原案のとおり、可決いたしました。

次に、議案第5号「農用地利用集積計画の策定について」事務局より説明してください。

池田主査 議案第5号「農用地利用集積計画の策定について」

～議案書及び調査書を朗読し内容を説明。

議長 ただいまの議案第5号について、ご意見、ご質問はございますか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第5号については原案のとおりとすることとしてよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第5号については、原案のとおり、可決いたしました。

次に、その他(1)「第2回農業委員会総会の開催について」事務局より説明してください。

池田主査 その他(1)「第2回農業委員会総会の開催について」

～8月28日（月）午後2時開催。

議長
池田主査

その他、事務局から何かございませんか。

農業委員会等に関する法律が平成28年4月に改正されまして、農業委員会の業務の重点としては、市長からもお話があったとおり、農地利用の最適化の推進であることが明確になったと共に、農業委員の選出方法、農地利用最適化推進委員の新設がされまして、先ほど、推進委員の方が承認されました。農業委員会は農地利用の最適化の推進に向けまして、農業委員と推進委員が力を合わせて、担い手への農地利用の集積と集約化、遊休農地発生防止・解消、新規参入の促進を行っていくことになっておりますので、具体的にどのように進めていくのか、まだまだ不明瞭な部分、それから工夫が必要な部分、実際にどのような活動を行うのか、話し合いの場を設けるなど、農業委員と推進委員、事務局も含めて連携を深めて取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。このことから、農業委員と推進委員が一同に会して合同で会議を開催いたしまして、その中で会議の名称や位置付けなどの他、それぞれの役割、協力体制の構築、農地パトロールなどについて、協議を行ってまいりたいと考えておりまして、7月28日金曜日に、この合同会議を開催したいと考えております。また、第23期農業委員会が農業委員と推進委員の新体制のもと、スタートを切りましたので、合同会議終了後、会場を移しまして、委員の皆様が交流を深めてもらおうということで、懇親会を開催したいと考えております。以上についてご提案申し上げたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長

7月28日に推進委員さんを委嘱することになっております。その後、合同会議という段取りになっております。よろしいでしょうか。

（各委員から「はい」との声あり）

それでは7月28日午後4時から合同会議を開催することとします。

五十嵐委員
遠藤次長
議長

推進委員さんにも会長さんがいるんですか。

いません。農業委員会の中に農業委員と推進委員がいますので。

連携を強化して、話し合いをして進めてまいりたいと思います。

その他、事務局から何かございませんか。

無いということですが、委員の方からは何かございますか。

（各委員から「ありません」との声あり）

無いようですので総会を閉じてよろしいですか。

（各委員から「はい」との声あり）

それでは第23期第1回農業委員会総会を閉じさせていただきます。大変有難うございました。

(午後2時55分閉会)

以上、会議の顛末を記録し、後日に証するためここに署名捺印する。

議 長 印

委 員 印

委 員 印